

レンタル電気温水器をご利用いただいているお客さまへ

2019年9月
四国電力株式会社

電気温水器賃貸制度（レンタル電気温水器） サービス内容改定のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、弊社のレンタル電気温水器をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2019年11月より電気温水器賃貸契約約款を改定させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

変更内容等について、ご確認いただきますとともに、引き続き、弊社事業に変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

主に以下の内容が変更となります。

- ①お客さまのご希望による賃貸物件（レンタル電気温水器）の取替を原則終了いたします。
 - ・故障時については、引き続きレンタル温水器の取替を行います。
 - ②当社の都合上やむを得ない事情がある場合は、基本契約期間内であっても賃貸契約を解約させていただく場合があります。
 - ・上記の場合、あらかじめお客さまにお知らせいたします。
 - ・上記の場合、お客さまから解約金はいただきません。また、お客さまのご希望があるときはご利用中のレンタル温水器を無償で譲渡いたします。
 - ③基本契約期間延長特約への加入受付を終了いたします。
- ※その他詳細事項につきましては、[「電気温水器賃貸契約約款」](#)をご確認ください。

【お問い合わせ先はこちら】

<https://www.yonden.co.jp/contact/index.html>



四国電力株式会社

YONDEN